

平成27年度

## 後期高齢者医療保険料 軽減措置を一部改正

鳥取県後期高齢者医療広域連合では、平成26年度に保険料率の見直しを行いましたので、平成27年度は保険料率の変更はありませんが、昨今の経済情勢等を踏まえ、平成27年度保険料算定から、保険料均等割額の軽減措置（所得基準）を左記のとおり改正します（所得割額の軽減は変更ありません）。

鳥取県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度を維持していくための貴重な財源ですので、期限内納付にご協力ください。

なお、後期高齢者医療保険料に関するご質問は、役場税務課（☎0859・54・5208）または鳥取県後期高齢者医療広域連合業務課（☎0858・32・1099）へご連絡ください。

軽減割合	世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額等【改正前】	世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額等【改正後】
9割軽減	「基礎控除額（33万円）以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯（その他各種所得がない場合）	変更なし
8.5割軽減	「基礎控除額（33万円）以下の世帯	変更なし
5割軽減	「基礎控除額（33万円）+24.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	「基礎控除額（33万円）+26.0万円×世帯の被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「基礎控除額（33万円）+45.0万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	「基礎控除額（33万円）+47.0万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

※65歳以上（前年度の1月1日時点）の公的年金受給者の場合は、「年金収入－（120万円＋15万円）」が軽減を判定するための所得額となります。

## 国民年金保険料の納付が困難な場合は、 保険料免除・猶予の制度 があります！

保険料が納め忘れの状態  
で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、手続きをし

てください。申請書は役場の窓口にあります。

平成27年度の免除の受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができるようになりました。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有しておられる方は、役場窓口または米子年金事務所に一度ご相談ください。

### ◆問い合わせ先

- 米子年金事務所 ☎0859・34・6111
- 住民生活課 ☎0859・54・5210
- 大山支所建設課総合窓口 ☎0859・53・3311
- 中山支所地籍調査課総合窓口 ☎0858・58・6111

0歳から100歳まで、住み慣れた地域・家でいつまでも  
その人らしく、ふつうに暮らしていけるような支援に努めます。



## キマチ・リハビリテーション医院

TEL.(0859)-54-3251 <院長>金子 忠弘  
西伯郡大山町富長755-5

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:30~12:00	○	○	○	○	○	○
午後 16:00~18:30	○	○	○	○	○	/
夜 18:30~19:30	○	/	/	/	○	/

見学随時受付中！  
お気軽にお越しください

- ◆老後のお住まいをお探しの方
- ◆食事の準備が大変な方
- ◆健康面・日常生活に不安のある方



- 住居費・食費(3食)・生活サービス費含めて10万円程度
  - 住まいのすぐ隣に診療所があり、万が一の時にも安心
  - 居室数12室(個室)
- ※認知症予防に  
学習療法をとり入れています(大人の公文です)

★デイサービスを併設  
サービス付き高齢者向け住宅

サンライズシニアハウス  
サンライズデイサービスセンター

西伯郡大山町富長848-1

☎(0859)54-5156